

関係各位

政府による緊急事態宣言（第3回）の再延長等を受けての対応について

令和3年6月4日

墨田区少年野球連盟

会長 坪木 敏夫

理事長 夏川 導雄

皆様におかれましては、日頃より連盟へのご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、政府から適用期間を6月1日から6月20日までとする緊急事態宣言が新たに発出（延長）されました。また5月28日、東京都知事から「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等」が発出されました。これらの内容を踏まえて、墨田区及び墨田区教育委員会の方針が5月29日発表されました。

これらの内容について、本連盟に関する部分を関係者の皆様にご説明致します。

1 東京都の発出について

「屋外での運動」は不要不急の外出に入らないということで、屋外スポーツ施設については、閉鎖要請は出されず、収容人数制限及び営業時間短縮の要請が出ている。

2 墨田区及び墨田区教育委員会の方針について

東京都の要請を受けて、下記の通り決定した。

- (1) 学校教育はこれまで通り維持する。
- (2) 学校の部活は、原則禁止とするが、例外として、競技団体が主催する大会において、①感染防止策を徹底すること、②参加生徒及び保護者の同意を得ること、③参加14日前からの経過観察を行うこと、を条件として、参加することができることとする。
- (3) 学校校庭及び屋外スポーツ施設は、引続き貸出しを行う（20時まで）。
- (4) 墨田区主催の区民体育大会は緊急事態宣言の期間内中止・延期とする。

これらを受けて本連盟で協議した結果、緊急事態宣言（第3回・延長）中 **（令和3年6月1日から同月20日まで）**の本連盟の対応について、これまでから緩和する方向で、下記の通りお伝えしますので、各自徹底されますよう宜しくお願い致します。

記

- (1) **墨田区主催の区民体育大会は延期とする。代替として、連盟主催の春季大会を実施する（現在停止している敗者復活戦から始める）。**なお、**緊急事態宣言が解除された場合は、改めて区民体育大会の実施を検討する（この場合、連盟主催の大会の成績を引き継ぐ）。**

- (2) 王貞治杯（区共催事業）は、延期とする。代替として、連盟主催の王貞治杯を実施する。実施時期については、体育大会終了後（時期は理事会において判断とする。）
- (3) 新人戦（学童・少年）についても上記（2）同様の考え方で、体育大会終了後（時期は理事会において判断）実施する。
- (4) （2）及び（3）については、実施時期によっては、熱中症対策を考慮して、早朝及び夕方を中心に行うことを検討する。
- (5) 東京都学童選抜野球大会及び墨田区・鹿沼市栗野交流親善野球大会（いずれも区後援事業）の実施については、感染状況を鑑み、後日理事会において決定する。
- (6) 緊急事態宣言中は、すべての連盟主催行事について、区主催・共催・後援とならないため、連盟主催の試合に係る代金（グラウンド代及び賞状代等）が発生するが、これらの費用は連盟負担とする。
- (7) チームによる練習及び試合については、引続き認める。
- (8) 今回の緊急事態宣言は、人流を抑制する趣旨のものであるが、長期化した緊急事態宣言の下で、生活を保持する必要性から緩和措置が設けられていることから、区外チームとの交流及び区外での練習試合等のチーム活動を解禁する。但し、都県境の移動を伴う活動は禁止とする。
- (9) 引続き、本連盟ガイドラインに従い、感染防止対策を徹底することとする。
- (10) バットやボール使用を禁止されている区内公園等における自主練習等の苦情が入っているため、引続きチームにおいて注意を徹底することとする。

以上